

令和3年度 第2回 交野市放課後児童会運営委員会 会議録

日 時	令和3年10月8日(金) 開会 午後7時00分 閉会 午後8時00分
場 所	青年の家 201号室
出席委員	江田会長、有山副会長、伊賀委員、田村委員、橘岡委員、平田委員、中西委員、長谷川委員、平田委員、浦谷委員、福山委員、高亀委員、勝田委員、吉本委員、和久田委員
事務局	西岡生涯学習推進部長、本多生涯学習推進部次長、佐伯青少年育成課課長、岡本青少年育成課課長代理、中島係長、大末、伊藤
傍聴者	5名
案 件	(1) 交野市子ども・子育て会議への諮問内容(交野市放課後児童会の今後の在り方の基本方針について)の報告について (2) 早朝見守り対応時間の拡大化にともなう実績報告について (3) 開会時間延長(使用料徴収)について (4) 小中一貫校の新設にともなう、統合後の3児童会の編成及び運営方法について (5) 放課後児童会運営委員会部会の活動内容について

議事内容

会長

こんばんは。新型コロナウイルス感染症に関しては緊急事態宣言が解除されて感染者も少なくなっているんですけども、まだまだ油断ができないということで、担当部局の方も指導員の先生方も気の休まるところがないと思いますが、引き続き子ども達のためによりしくお願いします。

本日も審議を円滑に進めていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。また後ほど報告があると思いますが、前回の運営委員会において承認していただきました部会ですけども、本日までに2回開催していただきました。お忙しいところ貴重な時間を使っただきましてありがとうございます。

放課後児童会の運営に関しましては持続可能な運営を目指すという言葉がありますが、そういう大事な施策の検討を行っていただいております。今日はそういう報告も含めまして、委員のみなさまには忌憚

のない意見をよろしくお願ひします。
これで挨拶を終わらせていただきます。

事務局 会長、ありがとうございました。それでは案件に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りさせていただきました、「次第」及び資料1「交野市子ども・子育て会議への諮問書の写し」、資料2「放課後児童会早朝見守り状況」、資料3-1「時間延長にかかる使用料」、資料3-2「交野市放課後児童会条例全文」そして、本日配布させていただいています、資料4「小中一貫校の新設に伴う、統合後の3児童会の編成及び運営方法について」です。

それではこれより、案件に移ります。

会則第6条により議長は会長が務めることとなっておりますので、会長よろしくお願ひいたします。

会長 では、議事に移る前に本日の委員の出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、本日の委員の出席状況は、委員 18名中13名の出席で、交野市放課後児童会運営委員会会則第6条第2項により、過半数を超えておりますので、本運営委員会が成立していることをご報告いたします。

会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開としておりますが、傍聴希望者はございますでしょうか。

事務局 はい。ございます。

会長 それでは本日傍聴希望者がございますので、入室に対してご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」>

それでは、ご異議がないようですので入室していただきます。

では、案件1の「交野市子ども・子育て会議への諮問内容（交野市放課後児童会の今後の在り方の基本方針について）」の報告について、事務局から報告をお願いします。

事務局

それではお配りしております資料1をご覧ください。こちらは8月6日、交野市子ども子育て会議に諮問させていただいた諮問書になります。諮問書の一番下の方に困っている部分ですが、今回の諮問におきましては児童会をとりまく環境から見えてくる、短期的な課題、中長期的な課題に対して運営委員会等で様々な意見を頂戴し、整理したものを子ども・子育て会議の委員のみなさまに提示させていただき、最終的には市として交野市放課後児童会の今後の在り方についての基本方針をとりまとめたものについてご審議いただく旨で、諮問させていただきました。子ども子育て会議におきましては委員の方から社会的背景や中長期的な課題を主として様々な視点から考えること、といったご意見や、保護者の生の声を聴ける場である本運営委員会で十分に議論してから子ども・子育て会議にもってくるように、といった意見も頂戴しました。また、子ども・子育て会議での質問としましては、運営委員会の構成メンバーであったり、アンケート回収方法、また指導員の待遇、配食サービスの他市の事例などといったご質問を受けたところです。

以上が、子ども子育て会議の内容についての報告となります。

会長

ありがとうございます。ただ今の報告に関しましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

そもそも部会で色々な議論して、それを運営委員会で十分議論したものを子ども・子育て会議にあげなさいというお話だと思ったんですけども、交野市の子ども子育ての施策はここで決めていくという理解でいいでしょうか。議会と同じくらい重い会議なのかということを知りたいです。

事務局

最終的なものについては議会で決めていきます。ただ、こういった政策の部分、例えば計画の策定などは諮問機関へ市から諮問いたしまして、答申をいただくんですが、その間にはパブリックコメントの実施を経て最終的な成案とする、という流れの中で、子ども・子育て会議に諮問し、ご審議いただくところでございます。

会長

みなさんどうでしょうか。この会議の内容、位置づけをみなさんご存知でしょうか。子ども・子育て会議の位置付けについてももう少しお聞きしたいですね。

委員

市議会ということならわかるのですが、これは会議ですよ。子ども・子育て会議ですよ。会議をするんですよ。

事務局 ご説明させていただきます。子ども・子育て会議は市長の諮問機関というかたちで審議会という扱いの機関です。市の施策を決めるにあたって、諮問、答申という流れになりますので、市長の諮問機関いわゆる重要な案件を諮らせていただく会議となっています。

会長 いかがでしょうか。例えばどんなメンバーの方がおられるのでしょうか。

委員 ただの委員会ですよね。ここで決議するわけではないですよね。

会長 要するにこの会議で決定するということではないのですね。

事務局 そうです。決定するというものではございません。

会長 みなさんだいたいおわかりいただけでしょうか。国でもそうなんですけれども、何かを決める時には必ず専門家が集まって会議を開きます。今であれば、新型コロナウイルス感染症の対策に関しても専門家の会議があります。そこでは決定はしませんが、政治家の方々は重要な意見として聞いて決定されています。文科省も色々な事を決める時に審議会を開いて、そこに大学の先生を集めて意見を聞いて最終的には国会が決めたりするんですけれども、そのような役目です。

 ですから、この委員会よりも上ですね。上下というのはおかしいですけれども、子ども・子育て会議は市長直属の機関になります。ここは教育委員会のもとですけれども、子ども・子育て会議は市長の直属の諮問機関ということでご理解いただけますか。

委員 ということは、この運営委員会で放課後児童会の今後のあり方の基本方針を決めるのですか。

事務局 こちらの運営委員会では、様々なご意見をいただき、いただいた意見を整理して、市としての考え方を整理するということになりますので、先ほど申し上げたように、様々な意見を頂戴するという場の会議になります。

会長 よろしいでしょうか。それでは案件1「交野市子ども・子育て会議への諮問内容（交野市放課後児童会の今後の在り方の基本方針について）の報告について」の案件を終わります。

 次に、案件2「早朝見守り対応時間の拡大化にともなう実績報告」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは案件2「早朝見守り対応時間の拡大化にともなう実績報告」をさせていただきます。お手持ちの資料2をご覧ください。前回の運営委員会でもお伝えしましたが、長期休業期間等で行っている早朝見守り対応の時間を、今年度の夏季休業期間開始日である7月21日から拡大しました。これまでは午前8時から受け入れてでしたが、7時30分からの受け入れとなりました。

早朝見守りの利用状況を月曜日から金曜日までの5日間、調査したものを資料2に記載しております。実績としましては、利用者全体の25%の児童が、7時30分から8時までの拡大した時間帯に利用されていたことから、一定のニーズにお応えできたのかと考えております。

以上で報告を終わります。

会長 ありがとうございます。ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員 今一定のニーズがあるとおっしゃっていましたが、想定通り利用されているということで、ニーズが高かったということですね。

事務局 実際どのくらいかということは明確なものなかったのですが、アンケートをいただいていたところとほぼ合致してきたというところです。ニーズも高いと判断できるところでございます。

会長 他、どうでしょうか。よろしいですか。数字がたくさん並んでいるんですけども。ないようですので、案件2の「早朝見守り対応時間の拡大化にともなう実績報告について」の案件を終わります。

次に、案件3「開会時間延長（使用料徴収）について」を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは案件3、開会時間の延長（使用料徴収）についてご説明させていただきます。お手元の資料3-1、3-2をご覧ください。

今回資料3-2に10月議会で可決されました改正後の条例の全文を参考につけさせていただいております。主な改正点として、条例第3条、第4条に今まで規則で定めておりました、開会期間及び時間、休会日を条例で定めております。また、時間延長の延長使用料の金額について裏面の第9条に定めておりますのでご確認ください。

資料3-1に戻りまして、時間延長の延長使用料について説明させていただきます。まず、延長使用料の金額設定として、延長に要する人件費を基に算出することにしました。次に会費と同様の考え方から、受益者負担を50%と設定させていただき、時間延長の利用児童数の見込みを、入会児童全体の10%~20%と想定し、延長使用料として日

額 100 円、月額上限 1,500 円と設定させていただきました。

また、減免制度の取り扱いに関しましては、会費と同様の考え方から、2 人目以降は 1 人につき 1 日 50 円、月額上限を 750 円とし、生活保護費受給世帯や就学援助費受給世帯については、延長使用料を免除させていただきます。

入会児童の保護者への連絡につきましては、来週を予定しており、利用の申し込みの方法などの詳細については、児童会の指導員へ説明したのちに保護者に周知させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 はい。ありがとうございました。今の件につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 ご説明ありがとうございました。延長につきましては大変ありがたく感謝しております。この延長料金というのは厳密に言いますと、18 時 31 分～19 時までの 30 分間という認識なんですけれども、保育園だと 31 分～40 分までが、100 円、41 分～50 分までが 200 円みたいなかたちになっているんですが、18 時 31 分～19 時まで一律 100 円という認識でいいでしょうか。

それと、保育園に迎えに行く時にはみんな 29 分くらいに走って迎えに行き、ぎりぎりセーフ、みたいなことになっているんですけれども、30 分と 31 分の境目みたいなのはどうやって決めるのでしょうか。例えば 31 分に私市児童会の玄関に着いた場合など、ぎりぎりセーフのラインはどこなのかをはっきりとお示しいただくと、保護者はありがたいと思います。例えば園だと 30 分になるとベルが 1 分間鳴り続けていて、ベルが鳴っている間に来たらセーフ、ベルが止まったらアウト、というように区別いただいているんです。児童会ではそのあたりをどのようにしようと考えておられるのかをお聞きしたいです。

会長 はい。2 点ありました。時間の件とアウトとセーフの境目の線をどのあたりに引くのかということです。

事務局 まず、時間の話ですが、今考えている流れというのは、31 分から発生するものと考えております。従いまして、たとえ 1 分 1 秒でも料金をお支払いいただくのが公平になるのかということところです。電波時計等を児童会に配置させていただいて、一定時間のルールを厳密にさせていただいたところで料金については保護者の方との確認においてやっていきたいと考えております。先ほどベルのお話もいただきましたので、もう少し工夫が必要なのかと思う部分もありますので、保護者

の方への手続きの関係の周知につきましてはそのあたりも含めてルール化させていただいたものでお示しさせていただければと考えております。今のところは 31 分を過ぎた場合につきましては延長使用料が発生するとお考えいただければと思います。

会長 今の説明でよろしいでしょうか。他ありませんか。

委員 個人的には日額 100 円というのは妥当だと思います。それから生活保護費受給世帯や就学援助費受給世帯については免除という支援もいただいているというところで、すごくありがたいなあと思っています。保育園で言いますと、10 分ごとに 100 円ずつ上がっていくので、一律 100 円というのはありがたいと思っています。

 そこで質問なのですが、他市の状況を教えていただくと、これが高いのか安いのかかわかるのではないかと思います。もし資料をお持ちであればお示しいただけたらと思います。

 それから、資料 2 に戻って、この数式だけ教えていただけたらありがたいと思います。この数字が延べ人数かどうかといところです。例えば私市児童会は 206 人いないと思います。

会長 それでは今 2 点ありましたけれども、まず、他市の状況ですね。わかる範囲でよろしいでしょうか。

事務局 当市と同じようなかたちをとるのが寝屋川市です。先ほど事務局から説明させていただきましたが、18 時 31 分から 19 時までが一律 100 円、月額 1000 円が上限となっております。北河内のその他の市では日額は設定されておりませんが、月額が概ね 1,000 円となっております。延長料金については以上です。

事務局 補足させていただきます。交野市と他市を比較するにあたって、ポイントがいくつかございます。まず会費については他市と比較するにあたって、もともと開きがあるという部分がございます。例えば本市の場合だと 5,000 円で他市だと 3,000 円がスタートだという状況がございます。加えて、土曜日につきましては、利用料金を取られている市もありますし、本市につきましてはその部分は月額に含まれているような状況です。そういったところから、他市との単純比較は難しいところがあります。ですので、比較というよりは事実としてはだいたい 700 円から 1,500 円くらいの間が月額料金として設定されているような状況であることを補足させていただきます。

会長 今の説明でよろしいでしょうか。それではもう一つ資料 2 の方の数

字の説明ですね。

事務局 　私市児童会の206人ですけれども、この調査期間が今年の7月26日から30日の5日間で行いまして、206人はこの5日間に登会された延べ人数になります。私市分室は5日間で延べ148人です。

会長 　その説明でよろしいでしょうか。

委員 　時間別内訳も延べ人数でしょうか。

事務局 　はい。

会長 　案件3について、他いかがでしょうか。

委員 　これはいつからでしょうか。

会長 　いつから実施されるかということですね。

事務局 　11月1日からスタートということになりますので、来週にはいつから始まるのかのご案内をさせていただく予定です。

委員 　ありがとうございます。

事務局 　今後の周知のタイミングですけれども、まずこちらでご報告させていただいた後に、11月1日から始まるという旨を周知させていただきます。細かい内容につきましては、後日案内させていただくということといたします。というのも、指導員の研修会のタイミングがもう少し後の10月15日、18日あたりに行っていきますので、そこで現場の指導員にもご理解をいただいたうえで、各保護者へも周知していこうと考えておりますので、ご了承下さい。

会長 　まずは指導員の先生方にしっかりと理解していただいて、保護者の方ということですか。他ありませんか。

委員 　明日学保協の運営委員会が開催予定ですが、そこでは周知しない方がよいという認識でよろしいでしょうか。

事務局 　実施されるということは周知していただいて大丈夫かと思えます。この中でもまだ詳しい内容はお伝えしていませんので、そのあたりを聞かれましたら、また後日案内があるよとお伝えしていただけた

らいいかと思います。

委員 11月1日から時間延長が始まります、という程度のことは周知できるとい認識でいいでしょうか。

事務局 はい、その通りです。

委員 はい。わかりました。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 この前夏休みの早朝見守りの時は、指導員の先生ではなく、見守り隊の方々が対応していたと思いますが、今回の時間の延長の対応はどちらになるのでしょうか。

事務局 こちらは児童会の時間延長ということになりますので、指導員が対応にあたります。

委員 ありがとうございます。

会長 他ありませんでしょうか。なければ案件3「開会時間延長（使用料徴収）について」を終わります。

次に、案件4「小中一貫校の新設にともなう、統合後の3児童会の編成及び運営方法について」を事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。小中一貫校の新設に伴う3児童会の統合についてご説明させていただきます。現在交野児童会、交野児童会分室、長宝寺児童会がございます。令和4年4月からの小学校統合に伴い、現在の長宝寺小学校敷地内に建てている仮設校舎1階の教室を3部屋と、2階のランチルーム3部屋を活用して児童会運営を予定しております。統合後の3児童会の編成、運営につきましては、指導員の意見も聞き、青少年育成課内で協議する中、従来の交野小学校もそうですが、1つの学校で在籍数の多い児童会は、プレハブと余裕教室を活用して、本室と分室の2児童会で運営しておりますが、今回の3児童会の統合につきましては今説明させていただいたように同じ建物内の部屋を活用することにもございます。

他市の状況や令和7年度からの施設一体型小中一貫校開校時における児童会運営を見据えますと、令和4年度からの学校統合にあわせて1つの児童会で行いたいということで今検討しております。

運用方法ですが、1児童会ではございますが、きめ細かな運営がで

きるようにクラス制を導入し、そのクラスには担当指導員を配置し、安全面を考慮した体制構築を進めているところです。具体的な運営方法ですが、令和4年度の入会児童の見込み数は概ね200人程度ということで、3クラス編成とし、1クラス概ね80人程度で構成できたらと考えております。入会者数によって指導員及び補助員、また必要に応じて加配も配置していきたいというところです。

またクラス編成については入会児童数に基づき、旧小学校区の住所に関わらず、学年や男女比を考慮して、できるだけ各クラスの在籍児童数が均等になるように考えていきたいところです。また、きょうだいでの入会につきましては、同じクラスになるように配慮したいと考えております。まだこれにつきましては細かい点も、運用方法も考えていかなければなりませんので、引き続き現場指導員の意見を聞きながら、すすめていきたいと思っております。

会長 資料4につきまして、何か質問やご意見等ございませんでしょうか。

委員 200人くらい集まる予定で、3クラス編成なので1クラスを概ね80人くらいに分けるということですね。1支援の単位を条例で40人と定められていると思いますが、それを80人で区切ると、騒音や庭の許可などは大丈夫なのでしょうか。

事務局 建物の状況ですが、約64㎡の教室が1階に3つございます。2階のランチルームが192㎡と書かれていますが、約64㎡のものが3つあるようなところです。壁で仕切られているというような状況ではないのですが、パーティションで仕切るなどの工夫もできるようになっていると聞いています。そこで教室としては1クラスにつき2つあるということで、2支援分確保できるということで40人と40人で80人ということで上限定員ということで大丈夫だと考えております。

委員 では、80人を上下で指導員の先生が見て下さるということでしょうか。1部屋に80人が入ることがあるということですか。平米数としては上下で確保できているということはわかるのですが、実際子どもが活動する時に1つの部屋に集まって過ごすとなるとすごく狭くなってしまうと思うんです。実際に活動する段階になって、指導員さんが上下に分かれて40名ずつぐらいで個人の安全を確保したスペースをとりながら、保育をして下さるという認識でよろしいでしょうか。

事務局 はい。その通りでございます。

会長 人数は気になる場所ですね。他にいかがでしょうか。

委員 今回のプレハブに関わらず、新校舎の方もそうですが、先ほどの人数や部屋の大きさについては、通常の学級に通われるようなお子様でしたら問題なく過ごせると思いますが、障がいを持ったお子様は大変かと思えます。落ちつきがなかったり、というのが私達はいつも懸念しているところです。部屋が広くて人数的には大丈夫でも、うろうろ、どっちに、騒音も大きいしどうしよう、どうしようとなったら困るので、そのへんを考慮して編成を考えていただけたらと思えます。よろしくお願ひします。

会長 よろしいでしょうか。子ども達によっても色々ありますので、きめ細かによろしくお願ひしますということです。他どうでしょうか。

委員 クラス編成を男女比など、色々考慮して決めて下さるといふことですが、具体的にはどれくらいの時期にクラス編成が実際に保護者の方に通達されるのでしょうか。

事務局 入会の申請をいただき、青少年育成課の方で判定しまして、年によって変わりますが、3月の児童会の説明会が行われるタイミングで何組ですよ、とクラス編成が発表できたら、と考えているところでございます。

会長 よろしいでしょうか。3月の説明会の頃ですね。

事務局 そうですね。その年度によって変わりますが、児童会の説明会は3月中頃というのが平均的に多いのでその時にクラス編成について報告できれば、と考えております。

委員 3月中頃の説明会までには、クラス分けが発表されるということは、学保協としてお伝えしても大丈夫でしょうか。まだお伝えしない方がよろしいですか。3児童会の保護者のみなさんがすごくクラス分けを気にされていまして、今在籍されている保護者は何となくイメージがつかますが、それでも不安なお気持ちはあると思ひます。新入生の方は特に気にされていると思ひますし、お仕事の都合で4月1日から児童会を利用される方もたくさんいらっしゃると思ひます。朝から児童会に行ってどこのクラスかな、とすごくバタバタするのではないかと、かなり不安だという声がかんこえてくるので、少しはめどが伝えられたらいいかと思ひますが。

事務局 できる限り早くと考えております。まず一番お伝えしたいところが、

どういうふうに分けられるのだろうかというところで、今の分室でしたら住所区分ですけれども、そういったことが現実的に難しいと考えています。入会申請をいただいた後で当然保育所や学校側、また、指導員とヒアリングを重ねた後でクラス編成をしなければいけないと思っています。ですので、最短が児童会説明会のタイミングになるとなっています。できるだけ早くお伝えしていきたいと考えています。

会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員 ランチルームというのは（仮称）交野みらい小学校では使わないんでしょうか。昼間はランチルームを使用されるんでしょうか。

事務局 ランチルームにつきましては学校がやっている時には、午前中など、児童会が始まるまでは学校で使われる場合もあると思います。

委員 ランチルームはランチルームで、児童会の部屋は児童会の部屋だと思えます。ランチルームでは食べることもあるのできれいにしたいと思います。ランチルームでは食べた後に子どもたちが使うのは衛生上どうなのかという問題があるかと思えます。私市小学校であれば机も、椅子もありますが、ランチルームではどうやって子どもの活動をさせていくのでしょうか。子どもが40名入室できればいいという問題ではなく、子どもの発達と成長を促すためにはランチルームで放課後児童会の子どもを見ていくということがいいのかどうかは疑問ですので、ここで指摘させていただきたいと思えます。

また、200名前後ということですが、今私市児童会でも車がずらっと並んでいるんです。それで毎回保護者会では指導員の先生から車を横断歩道の近くに停めないようにと言われていています。長宝寺小学校は住宅街にあると思うので、駐車スペースが心配です。僕自身長宝寺小学校へは行ったことがないのでわからないので、そのへんがどうか質問させていただきたいと思えます。

それから、市PTA協議会でも話が出ていたんですけども、3校が施設一体型小中一貫校になって、青山の方や、私部のcoco壱番あたりなど、かなり校区が広がってくる中で、18時半とか19時のお迎えに間に合うのかということも気になります。もちろんこの話が出るということで運営委員会の一週間前に議事をいただいているので、この前の部会でも色々とお聞きしたところですので、保護者の負担も大きく、不安も大きいと聞いています。ランチルームをカウントできるのかということと合わせお聞きしたいと思えます。

会長 一つはランチルームの活用について、2つ目が駐車スペースの問題、

3つ目は校区が広くなるにあたってのお迎えの負担についてですね。

事務局

はい。まずランチルームの活用ですが、今実際に行っている児童会もあります。小学校が学校として使っている時間、それ以降の時間全く使わないものを児童会で併用して使っていくというのは、今後の建物の新たな使い方としては必要だと考えております。

次に車の利用の課題ですが、駐車場は今話をしている段階では確保できている状況です。ただ原則、児童会や学校では、車での来校は禁止とさせていただいております。各児童会ごとで学校と協議させていただいてお許しいただいているところがありますので、そういった中で今後の車の利用についての協議をすすめていきたいところです。

次に、校区が広がってお迎えが間に合わないかもしれないということですが、18時30分に間に合わなくて延長料金がかかるのを少し減免してほしいということがあったとしても公平性の観点から、お応えすることはできないと考えております。

会長

よろしいでしょうか。

委員

やっぱり、ランチルームはランチルームだということで指摘をさせていただきたいと思います。

委員

ランチルームという名前がついていますが、頻繁に食事をしている場所ではないんです。昔は校区福祉委員会の方と一緒に昼食会をしたり、一年生と一緒に食べたりすることがありましたが、実際には年間を通してそのような機会はほとんど無く、ランチルームという名称だけが残っています。

よく使うのは、修学旅行の説明会に保護者が来られて入っていただくスペースとして使ったり、学年全体で入る部屋としては体育館の次にランチルームしかありません。そういうことですので、衛生面などの心配ないと思います。もちろんキャパがあればここは学校の施設で、ここは児童会の施設ときっちり分けられたらいいと思いますが、前任校でも、1部屋が水道もあって設備が整っている児童会専用の場所で、もう1部屋が多目的教室ということで、5時間目までは授業で使って、6時間目以降は児童会の子どもたちがやってきて学習するスペースにするなどしていました。そのあたりは工夫して学校と相談しながら使っているということも、いくつかあるのではないかと思います。ベストはもちろんたくさん部屋があって分けられたらいいと思いますが、今はそうやっているところも多いのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。今現状そういうかたちなので、よろしい

でしょうか。

委員 前に、ランチルームは学校の施設で使っているのでおやつやお弁当を食べたりできないと言っていたと思いますが、今回は、ランチルームを活用されるということですが、おやつやお弁当を食べたりということは（仮称）交野みらい小学校の場合は許してもらえるのでしょうか。

事務局 もちろん指導員と相談していくのですが、1階と2階ということになりますので、例えば1階で低学年がおやつを食べる時には2階で高学年が本読みをしていたり、遊んでいたりと交代、となるのかと思います。おやつを2階へ持っていくという指導員さんの手間を考えると、1階で交代で食べていくというのも一つの方法ではないかと思います。そういった細かいところはまだ詰めていないところがありますので、今日色々と委員のみなさまからいただいた課題をまた検証させていただいてすすめていきたいと思います。

会長 よろしくお願ひします。それではないようでしたら案件4をこれで終わりたいと思います。

次に、案件5「放課後児童会運営委員会部会の活動内容について」事務局から報告をお願いします。

事務局 口頭でのご説明とさせていただきます。会長のご挨拶にもありましたとおり、持続可能な児童会をめざしまして部会を設置させていただいて、より細かな部分についてご意見等々をいただくようなかたちですすめております。

現在、10年後、20年後の将来を見据えて安定した児童会運営ができるためにはどうしたらよいか、というところを中心に協議しながら、課題の整理をさせていただいております。委員の構成としましては、まず校長会から2名出ていただいております。また保護者からは5名、区長会の方からも1名、またPTAの方からも1名、子ども会からも1名の合計10名で部会長、副部会長をおいて、というかたちで今までに2回開会させていただいたところです。

部会につきましては、指導員も事務局側というかたちで4名出席させていただいて、現場の意見や状況についてその場で聞き取りやご意見にお応えできるような体制で進めさせていただいております。

まず1回目につきましては前回の運営委員会でご意見があれば出して下さいとお願いさせていただいた部分を取りまとめさせていただき、その意見を中心に今後のすすめ方や意見交換をさせていただきました。そうした中で新たな課題や検証の方法、この方法がいいのではな

いかといったご意見もあわせて頂戴しているようなところでございます。そういったところを踏まえまして、先週 10 月 1 日に第 2 回を開催させていただきました。「放課後児童会の良いところ」とテーマを決めさせていただきました。今後 10 年 20 年、児童会として継承していったらいいものの具体的なテーマについて、それぞれの立場においてご意見を頂戴したところでございます。現在議事録を作成させていただいて公表できるような体制ですすめております。今後のテーマにつきましては色々と課題がございますが、部会長と協議しながらすすめていきたいと考えております。

なお、会議の議事録、資料につきましては本会議と同様にホームページで公表させていただいておりますので、部会の委員様以外でも見ていただけるような体制をとらせていただいておりますので、またご確認いただければと思います。

会長 ありがとうございます。部会長の方からも何か思いなどあればお願いします。

委員 1 回目は本当に忌憚のないご意見をと言われていて、色々なテーマが出てきたな、という印象でした。2 回目を迎えるにあたって、議事録も作成いただきましたし、私もそれを読み直しながら、これから当然残していきたいもの、良いところは、というかたちで事務局とテーマを決めさせていただいて、この間は事前に準備をしていただいて、アンケートなどもしていただいて、話がスムーズにすすんだと思います。

一つ気がかりなのは、どこをゴールにするのかが私にも見えていないところがありますので、会議が月 1 回ペースで先週も今週も、ということで、夜に子どもを置いてくるのが負担だという意見も出てきましたので日程調整を事務局にお願いしたいという意見も出ました。再度ここでも言わせていただきます。

会長 ありがとうございます。みなさんお忙しい中、本当に貴重な時間をさいてお集まりいただいて開催していただいております。感謝申し上げます。これからの大変忙しいと思いますが、子どもたちのためによりしくお願いします。それでは報告について何か質問やご意見がありますでしょうか。

委員 一番目の子ども子育て会議についての質問なのですが、私は傍聴に行ったのですが、その時にこの運営委員会に出席している私達保護者に子ども・子育て会議に来てもらって、実際の声を聴きたいと委員の方がおっしゃって下さいました。議長さんからも是非参加してほしい、

膨大な資料をもらっているけれどわかりにくいので実際に話を聞きたいと言っておられました。その時に管轄の子育て支援課の方も私達が参加しても大丈夫だとおっしゃって下さっていたんですけれども、その後どうなったんでしょうか。あと、委員がおっしゃっていたように、日程の調整もあるので、子ども・子育て会議が日曜日なのでできれば、早くわかれば教えていただきたいです。私達が子ども・子育て会議に行けるのであれば、教えていただきたいです。

事務局 今委員がおっしゃったように、子ども・子育て会議の方で委員、議長からそのような話がありました。事務局である子育て支援課からは、オブザーバーとして会議に参加することは可能であると聞いています。諮問させていただいた内容について、今のところどのタイミングで次回開催するかは決まっていません。そのスケジュールが整って、青少年育成課から意見を申し上げて、その時に、オブザーバーとして来ていただくのか、毎回会議の度にオブザーバーとして来ていただくのかはまたご相談させていただきたいと思いますので、その際はよろしくをお願いします。日程につきましてもまだ決まっているものはございませんので、できるだけ早く調整させていただきたいと思います。

会長 よろしくをお願いします。他にいかがでしょうか。

高亀委員 案件3の開会時間延長のところで、この考え方というのは、保育所は18時半までが基本的にやっている時間で、時間延長も扱っているけれども、子どもがいなくなったら閉めると言われているんですが、児童会も同じでしょうか。誰も子どもがいなくても19時まで先生がいらっしゃるのか、いなくなり次第閉めるのかどちらでしょうか。

事務局 資料3-2の第3条第3項をご覧くださいと思います。開会時間は午後6時30分から30分間延長することができるというところがございます。またその前2項のところでございますように、もともと午後6時30分までは正規の時間となっております。残り30分については、30分間延長することができるということなので残り5分、10分というところで児童のみなさんが帰ったということであれば、そこで児童会を閉会することができるというかたちになっております。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。他どうでしょうか。

委員 資料4の（仮称）交野みらい小学校に関わる場所ですが、みなさ

ん仕事をされていますので、恐らくお迎えの時間は集中することが想定されます。18時から19時が最も多いのではないかとこのところ、（仮称）交野みらい小学校は今のところ駐車場があるとおっしゃっていただきましたが、校区が広いという理由で車でのお迎えを認めていただけなのかということと、恐らく近隣が大渋滞すると思うんです。特に雨の日、真夏、真冬等は歩いてお迎えに行き、歩いて帰るだけで20時になってしまうこともあると思うので車のニーズは高いと思います。近隣の道路があまり広くないということで予想される大渋滞というようなことに対してどのような対策をお考えでしょうか。もちろん自転車や歩いてお迎えにくる方もいらっしゃいますが、車が多いということで事故が発生することも懸念しております。それに対してはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

事務局

まず、原則の方はわかっていると思いますので割愛させていただきますが、長宝寺児童会の場所というのが今現在はスロープを上げてすぐのところなんです。今回新しいプレハブが建っているのが奥のところなんです。その奥のところに旋回できる場所、駐車できる場所があると聞いています。まず奥まで行けるとということで、そこでの車の渋滞というのはあまり考えられないのかと思います。進入路は一つです。ですのでお互いに車のルールを守りながら入っていただきたいということと、周辺道路の環境というのは学校整備、児童会整備においても変更するのは困難なのかと思っておりますので、お互いルールを守りながら、また児童会の駐車場が奥にあるということなので一定クリアできるかと考えております。

会長

よろしいでしょうか。やってみないとわからないところがありますが。

委員

スロープから入って奥に車を停めるということですか。

事務局

奥までいったところで停めるということですか。

会長

よろしいでしょうか。実際にやってみて色々課題が出てきたらまた考えて下さると思うんですけども、他にないでしょうか。

なければ案件5も終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではありがとうございました。ただ今の案件を持ちまして、本日は終了となります。事務局の方は何かございませんでしょうか。

事務局

はい。今回第2回の運営委員会ということだったんですが、今後また部会を重ねて行って、また第3回運営委員会も開催していきたいと

思っております。その時は個別に調整させていただきますので、よろしくお願ひします。

会長

それでは、第2回放課後児童会運営委員会を終了します。ありがとうございました。